

第14回浜田市農業委員会総会会議事録

平成31年3月25日 午前9時30分

浜田市役所 4階 講堂 A B C

1. 出席委員

1番 原田 義一	3番 宮崎 龍生	4番 徳田マスエ	5番 川本 聖光
7番 廣瀬 康友	8番 三明多佳志	9番 林 秀司	10番 三浦 博文
11番 渡辺 弘之	12番 渡邊 弘登	14番 青葉 真	15番 柿元 信次
16番 大谷 数義	17番 佐々岡常喜	18番 佐々木京子	19番 玉田 一
1推 前田 正典	2推 田村 邦麿	4推 三浦 寿紀	5推 小川 明人
6推 神田 進	7推 小松原常雄	8推 河野 恒弘	8推 近重 邦昭
10推 野上 省三	11推 岡田 勝	12推 大崎 健太	13推 小谷 保雄
14推 岡本 定文	16推 奥迫 忠幸	17推 原田 和義	18推 永見 繁廣

2. 欠席委員

2番 岡本 嗣喜	6番 松山 純久	13番 岡本 健治
3推 橋本 安延	19推 齋藤 久行	

3. 事務局出席職員 佐々本事務局長、木原農地係長、
農林振興課 桑本さん
しまね農業振興公社 植本農地集積相談員、

会 長 おはようございます。ただいまから第14回浜田市農業委員会総会を開催いたします。

本日の欠席は、2番 岡本委員・6番 松山委員・13番 岡本委員・3番 橋本委員・19番 齋藤委員

以上 5名の方から欠席の届出が出ております。

また早退は、4番 徳田委員・7番 廣瀬委員・11番 渡辺之委員
以上 3名の方から早退の届出が出ております。

本日の議事録署名者は、17番 佐々岡 委員 18番 佐々木 委員 です。
よろしく申し上げます。

会 長 それでは、議事に入る前に、事務局から発言を求められておりますので、これを許可します。

事務局(佐々本局長) 【平成31年3月末での退職に関するあいさつ】

会 長 それでは、議事に入ります。

議第1号、農用地 利用集積計画の策定について、議決を求めます。

それでは事務局の説明をお願いします。

事 務 局 農業経営基盤強化促進法 第18条 第1項の規定により、農用地 利用集積計画の策定について 審議のうえ 農業委員会の議決をいただきたいと思います。

それでは座って説明させていただきます。お手元の方に農用地利用集積計画(案)と利用集積一覧表をお配りしておりますのでそちらをご覧ください。農用地利用集積計画(案)についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画の方を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、158件、427筆、556,115㎡となっております。

申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

公告日は3月29日を予定しており、利用権設定については開始日を平成31年4月1日以降としております。農用地利用集積計画(案)については以上でござ

います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 以上で事務局の説明が終わりました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願います。どなたか、ございませんか。

会 長 他にございませんか。
無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。

委 員 ~全委員 挙手

会 長 ありがとうございます。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。

会 長 続きまして、議第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 農業委員会等に関する法律 第6条第1項 第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いします。

農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて審議いただきます。

総会資料 3 ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及び A 3 版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。

1号について説明します。申請地は、資料3 ページ4 ページ、図面番号①、現況写真は、1 ページ上段をご覧ください。申請地 は 三隅町古市場の田です。場所は三隅小学校から 約 550m 東の、古市場上古市 です。この申請は、譲受人が贈与で、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて 譲受人の耕作面積は 32 a 余りとなり、下限面積基準を満たしております。

2号について説明します。申請地は、資料は、3ページ5ページ、図面番号②、現況写真は、1ページ中段です。申請地は 弥栄町木都賀の田です。場所は杵束公民館から 約 550m 北の、木都賀 大斉 です。この申請は、譲受人が 売買で、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて 譲受人の耕作面積は○a弱となり、下限面積基準を満たしております。

2件とも、取得後のすべての農地を利用すること、労働力、地域との関係などをみても問題なく、不許可要件である農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

農地法第3条申請については、以上2件です。

会 長 　ただ今、事務局から第3条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号について 11番 渡辺委員 または 岡田委員 お願いします。

11番 　(渡辺委員) 先日3月15日に事務局と現地を確認しましたが、事務局の説明のとおりですので、問題はないと思います。

会 長 　2号について 4番 徳田委員 または 三浦委員 お願いします。

4番 　(徳田委員) 3月18日に事務局と現地を確認しましたが、事務局の説明のとおりですので、よろしくをお願いします。

会 長 　以上で、第3条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。ございませんか。
では、採決に入ります。

第3条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。

委員 ～挙手 多数

会長 ありがとうございます。以上で農地法第3条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。

会長 続きまして、議第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、農地法第4条申請についてご説明いたします。

農地法第4条申請は、農地の所有者など権利を有する者みずからが農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものです。

1号について説明します。申請地は、資料6ページ7ページ、図面番号③、現況写真は、1ページ下段ををご覧ください。申請地は、弥栄町長安本郷の田です。場所は弥栄小学校から約200m南西の、長安本郷寺組です。申請地は、農用地区域はこの度除外をしており、都市計画区域外で、農地区分は第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、個人住宅の建築で、周囲に農地はなく影響はないものと思われます。

2号について説明します。申請地は、資料6ページ8ページ、図面番号④、現況写真は、2ページ上段中段ををご覧ください。申請地は、竹迫町2402番1の田、面積83㎡です。場所は三階小学校から約170m北の、竹迫町2町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内第1種住宅地域内で、農地区分は第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、9ページの顛末書に記載のとおり、以前は田の地目ですが、周辺は個人住宅や共同住宅が立ち並び、この筆の先にも宅地があり、そこへの進入路であった案件で、周囲に農地はなく、影響はないものと思われます。

3号について説明します。申請地は、資料6ページ10ページ、図面番号⑤、現況写真は、2ページ下段をご覧ください。申請地は、三階町の畑です。場所は石見公民館細谷分館から 約1500m 南西の、三階町4町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外で、農地区分は 第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、墓地への転用で、自らの畑の中への設置を計画しておられる案件です。

農地法第4条申請については、3件です。

会長 　ただ今、事務局から第4条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号について 7番 廣瀬委員 または、小松原委員 お願いします。

7番 (廣瀬委員) 先日3月14日に事務局と現地を確認しました。事務局の説明のとおりです。問題はないと思います。

2号3号について 6番 松山委員 または、神田委員 お願いします。

6番 (神田委員) 2号につきまして、先日、事務局と現地を確認しました。事務局の説明のとおり、かなり前から現況のようでございます。周りに農地はなく、問題はないと思います。

3号については、自己所有地への墓地の移転ということで、現地を確認しましたが、問題はないかと思えます。

会長 　以上で、第4条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。ございませんか。

会長 　では採決に入ります。

第4条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。挙手

をお願いします。

委員 ～挙手 多数

会長 ありがとうございます。以上で農地法第4条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。

続きまして、議第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、農地法第5条申請についてご説明いたします。

農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。

1号について説明します。申請地は、資料11ページ12ページ、図面番号⑥、現況写真は、3ページ上段をご覧ください。申請地は、旭町今市の田です。場所は旭支所から約600m、北西の、今市 下城行政区 です。申請地は、農用地区域はこの度3月に除外をしており、都市計画区域内用途指定なし区域で、第1種農地に該当します。当該申請の 転用目的は、個人住宅建築の案件で、県道の改良工事で、移転が予定されている作業場及び居宅が今回の箇所の隣接において、今後同じく5条の提出が予定されている状況でその親族の住宅が建築予定と聞いております。

続きまして2号について説明します。申請地は、資料は11ページ13ページ、図面番号⑦、現況写真は、3ページ中段をご覧ください。申請地は、三隅町古市場の田です。場所は三保公民館から約650m、南西の、古市場 下古市 です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内第1種住宅地域で、第2種農地に該当します。当該申請の 転用目的は、個人住宅の建築の計画があり、すでに周囲に住宅・作業場が建築されている状況であります。

3号から6号について説明します。申請地は、資料11ページ14ページ、図面番号⑧、現況写真は、3ページ下段をご覧ください。申請地は、三隅町岡見の田です。場所は岡見小学校から 約1250m、南の、岡見 松原西 です。申請地は、農用地区域内、都市計画区域内用途指定なしの地域で、第1種農地に該当します。転用目的は、火力発電所の建設のための、社員宿舎への一時転用でございます。この場所は、1期工事の際にも、社員宿舎が建設されていたという案件でございます。

7号について説明します。申請地は、資料11ページ15ページ、図面番号⑨、現況写真は、4ページ上段をご覧ください。申請地は、周布町の田です。場所は、周布公民館から 約100m 東の、周布町4町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内第1種住宅地域で、第3種農地に該当します。当該申請は、個人住宅建築の計画で、周囲に農地はありますが、水利組合の手続もされると聞いており、大きな影響はないものと思われま

8号について説明します。申請地は、資料11ページ16ページ、図面番号⑩、現況写真は、4ページ中段をご覧ください。申請地は、日脚町の田です。場所は、浜田市立第三中学校から 約850m 南の、日脚町3町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内第1種住宅地域で、第2種農地に該当します。当該申請は、宅地造成の計画で、周辺では、この箇所だけ農地で残っていたという案件で、大きな影響はないものと思われま

農地法第5条申請については、以上8件です。

会 長 　ただ今、第5条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号について 3番 宮崎委員 お願いします。

3番 (宮崎委員) 3番宮崎です。ただいま事務局から説明のあったとおりでございます。

今度県道浜田八重可部線の付替え工事の計画があり、それによりまして、立ち退くこととなりまして、その写真の奥側に建築業をしておられます作業場と居宅を建てられる計画となっており、先の子供さんが、この度の箇所に住宅を建設されることとなっているようでございます。よろしく申し上げます。

会 長 2号から6号について、11番 渡辺委員 または、岡田委員 お願いします。

11番 (渡辺委員) 2号につきましては、先日3月15日に事務局と現地を確認しましたが、事務局の説明のとおりですので、問題はないと思います。

3号から6号につきましては、三隅火電の宿舍の建設ですが、以前も建っていたと思いますが、歩いて現場に行けるということで、ここに立つものと思いますが、問題はないかと思います。

会 長 7号8号については、私の担当地区です。

7号については、以前売買の話がありましたが、一度は不調に終わったと聞いておりましたが、改めて、宅地化が決まったものです。

8号については、ここだけが、農地で残っていましたが、分譲住宅地になるようです。

会 長 以上で、第5条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。

会 長 ないようですので、採決に入りたいと思います。

第5条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。

委 員 ~挙手 多数

会 長 ありがとうございます。以上で農地法第5条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。

会 長 続きますして、議第5号、転用統制外 証明願について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、転用統制外 証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和26年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね20年以上放置し再び農地として利用される可能性の無いもの、などに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。

1号は、資料17ページ18ページ、図面番号⑪、現況写真は、4ページ下段をご覧ください。申請地は、金城町下来原の畑です。場所は、金城支所から 約1700m北東の、下来原 金田 です。当該申請地は、平成元年頃から耕作放棄となり、原野化しておりますが、この土地の一部を宅地化の計画があると伺っております。

2号は、資料は同じく17ページ19ページ、図面番号⑫、現況写真は、5ページ上段をご覧ください。申請地は、弥栄町小坂の田畑です。場所は、弥栄小学校から 約2100m北東の、小坂 です。当該申請地は、昭和45年頃から、原野化・山林化しており、周辺には保安林もある状況であります。

転用統制外証明願は、2件です。

会 長 ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありましたが、担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

会 長 1号について 12番 渡辺委員 または 大崎委員 お願いします。

12番 (渡辺委員) 先日、事務局と現地を確認しましたが、事務局の説明のとおり、かな

り前から耕作放棄となっている状況です。

会 長 2号について 7番 廣瀬委員 または、小松原委員 お願いします。

7番 (廣瀬委員) 先日3月14日に事務局と現地を確認しました。事務局の説明のとおりです。非農地とすることは、問題はないと思います。

会 長 以上で、転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。ございませんか。

では採決に入ります。転用統制外証明願につきまして、ご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします

委 員 ~挙手 多数

会 長 ありがとうございます。以上で転用統制外証明願については承認されましたので、そのように処理をいたします。

会 長 続きまして、協議、報告事項について 事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは認定電気通信事業者等が行う農地転用届について報告いたします。

1号は、資料20ページ21ページ、図面番号⑬、現況写真は、5ページ中段をご覧ください。届出地は、弥栄町木都賀イ134番8の畑、806㎡の内4㎡です。場所は、弥栄中学校から約850m南の、木都賀下谷です。この届出は平成31年4月から6か月間を工事期間として、携帯電話の基地局を設置するというものです。

以上、報告します。

会 長 以上で報告が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありました

らお願いします。ございませんか。

会 長 では報告を終わります。
 その他事務局からありましたらお願いします。

事 務 局 それでは、何点か、ご説明、事務連絡なりさせていただきます。

 平成30年度の最適化交付金事業についてでございます。

今年度、農業委員さん、最適化推進委員さんの、ご協力により、機構への貸付面積が、約10.81haとなり、成果交付金が、575,555円いただけることとなり、規則によりまして、活動時間により、按分したものを、活動報酬と合わせて、3月29日に皆様の口座に振り込むことをご報告します。今年は、源泉徴収させていただいたものとなります。4月の総会時に明細をお配りしたいと思いますので、よろしくをお願いします。平成31年度につきましても、引き続きご協力をお願いいたします

 今後の総会の予定について、資料に記載をしております。予定をしていただければと思います。

 本日は、総会終了後、「所有者不明農地の活用について」「農産物栽培高度化施設」について、島根県農業会議、しまね農業振興公社からお越しいただき、説明をしていただきたいと思います。しばらくお時間をいただければと思います。

 お配りをさせていただいております、「農地機構だより」第5号については、ご覧いただきますようお願いいたします。

事務局からは、以上です。

